

令和4年度全国水道関係担当者会議

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

令和5

Ministry

令和6年度 全国水道主管課長会議

国土交通省水管理・国土保全局
上下水道審議官グループ
令和6年4月22日(月)

上下水道

水管理・国土保全トップ > 上下水道トップ > 新着情報 > 審議会・委員会

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 上下水道 > 全国水道主管課長会議

全国水道主管課長会議

○令和6年度（令和6年4月22日）

[・当日説明スライド](#)

[・解説資料](#)

水道事業課の取組

- (1) 水道整備・管理行政の移管
- (2) 水道の基盤強化
- (3) 広域連携の推進
- (4) 官民連携の推進

説明スライド

解説資料

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00011.html

5. 適切な資産管理の推進

管路経年化率・管路更新率

- ・管路経年化率は**22.1%**※まで上昇、管路更新率は**0.64%**まで低下（令和3年度）
 ※ 全管路延長約74万kmに占める法定耐用年数（40年）を超えた延長約16万kmの割合
- ・令和3年度の更新実績：更新延長4,723km、更新率0.64%
- ・60年で更新する場合※：**更新延長約8千km**、**更新率1.10%**必要
 ※ 法定耐用年数を超えた管路約16万kmを今後20年間（令和4～23年度）で更新する場合

管路経年化率（%）

法定耐用年数を超えた管路延長÷管路総延長×100



令和3年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	23.7%	19.2%	22.1%
管路更新率	0.70%	0.52%	0.64%

管路更新率（%）

更新された管路延長÷管路総延長×100



管路の年代別内訳（令和3年度時点）

	(km)
法定耐用年数（40年）を超えた管路延長	164,084
20年を経過した管路延長（40年超を除く）	338,386
上記以外	240,273
管路延長合計	742,743

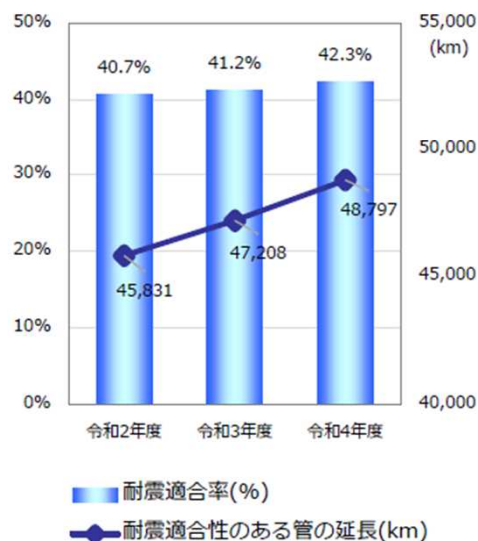
（出典）水道統計を基に算出

5. 適切な資産管理の推進

基幹管路

- 耐震適合性のある管の延長は増加しているが、耐震化が進んでいるとは言えない状況
- 水道事業者別でも進み具合に大きな開きがある

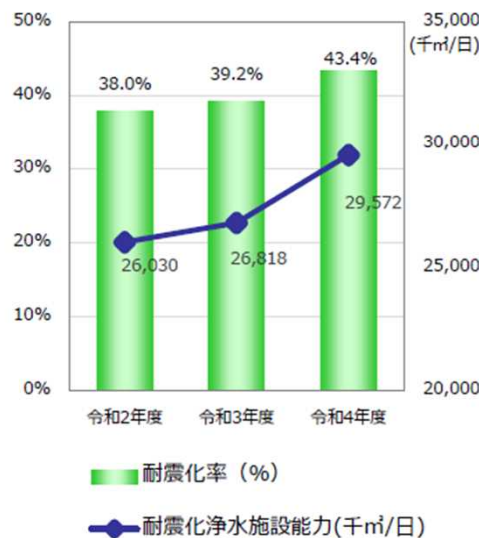
基幹管路の耐震適合率 (%)



浄水施設

- 処理系統の全てを耐震化するには施設停止が必要で改修が難しい場合が多いため、基幹管路や配水池に比べて耐震化が進んでいない状況

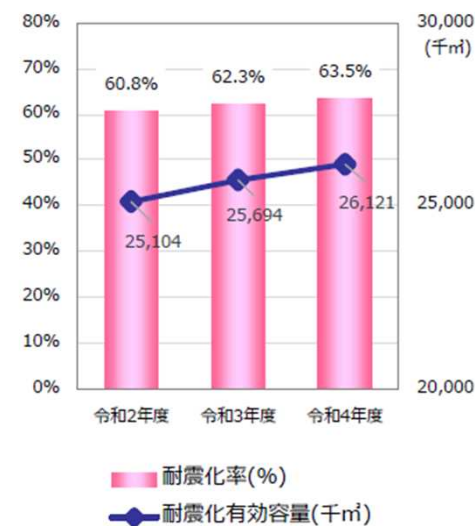
浄水施設の耐震化率 (%)



配水池

- 単独での改修が比較的行いやすいため、浄水施設に比べ耐震化が進んでいる

配水池の耐震化率 (%)



5. 適切な資産管理の推進

基幹管路

浄水施設

配水池

▶ 耐震適合性のある管の延長

兵庫県
48.7%
 全国：42.3%

▶ 処理系統の全てを耐震化

兵庫県
53.9%
 全国：43.4%

▶ 単独での改修が比較的

兵庫県※
68.7%
 全国：63.4%

※ランクB施設を含めると69.6%

◎配水池のランク

【ランクA】

1 配水施設のうち、破損した場合に重大な二次災害を生じる恐れの高いもの

2 配水施設のうち、1の施設以外の施設にあって、次に掲げるもの

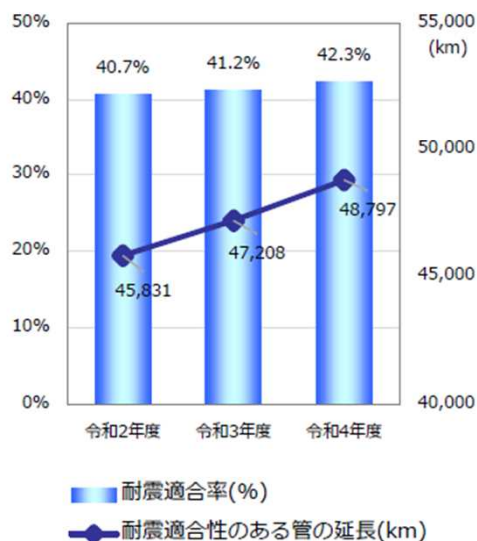
(ア) 配水本管に接続する配水池等（配水池及び配水のために容量を調整する設備をいう。）

(イ) 配水本管を有しない水道における最大容量を有する配水池

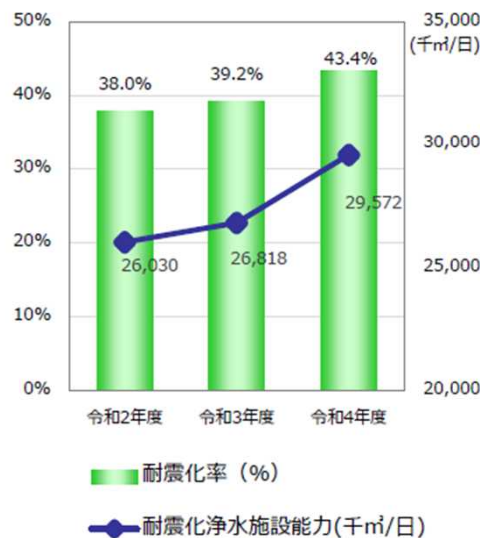
【ランクB】

・ランクA以外

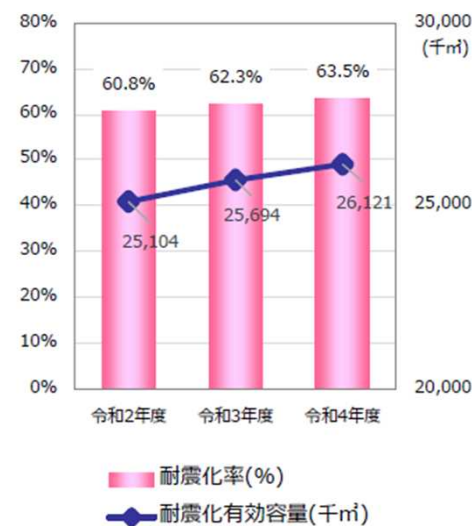
基幹管路の耐震適合率 (%)



浄水施設の耐震化率 (%)



配水池の耐震化率 (%)



<兵庫県内上水道・用水供給事業の基幹管路の耐震化状況(令和4年度末)>

令和4年度水道統計調査結果より作成

	基幹管路 ^{*1}	耐震適合性のある管 ^{*2} の	耐震管 ^{*3}	耐震	耐震管率
	総延長(m)	延長(m)	の延長(m)	適合率(%)	(%)
	(A)	(B)	(C)	(B/A)	(C/A)
1 神戸市	1,133,732	855,282	673,184	75.4	59.4
2 尼崎市	144,721	74,996	74,996	51.8	51.8
3 高砂市	21,145	530	530	2.5	2.5
4 豊岡市	143,108	25,371	25,371	17.7	17.7
5 西宮市	183,019	109,134	75,541	59.6	41.3
7 播磨市	81,663	36,902	25,654	45.2	31.4
8 姫路市	344,685	114,312	90,235	33.2	26.2
9 明石市	119,141	83,822	15,360	70.4	12.9
10 宍粟市	151,857	43,486	13,254	28.6	8.7
13 伊丹市	52,931	39,462	16,110	74.6	30.4
14 芦屋市	31,865	20,680	11,132	64.9	34.9
16 三田市	36,325	25,325	6,519	69.7	17.9
18 西播磨水道企業団	333,774	125,751	10,343	37.7	3.1
19 赤穂市	20,697	2,846	2,846	13.8	13.8
20 宝塚市	99,493	26,738	22,305	26.9	22.4
21 加古川市	95,514	41,048	29,198	43.0	30.6
22 たつの市	430,054	50,473	31,378	11.7	7.3
23 香美町	43,401	2,745	1,817	6.3	4.2
24 養父市	102,020	29,058	7,851	28.5	7.7
25 川西市	69,588	10,629	10,629	15.3	15.3
27 西脇市	76,074	45,472	33,686	59.8	44.3
32 加東市	40,710	16,196	16,196	39.8	39.8
36 加西市	5,698	2,009	1,491	35.3	26.2
37 三木市	85,968	27,529	20,957	32.0	24.4
38 小野市	43,149	34,005	20,035	78.8	46.4
39 太子町	11,334	4,531	4,404	40.0	38.9
45 丹波市(中央)	74,547	38,637	37,503	51.8	50.3
56 上郡町	106,713	86,930	11,265	81.5	10.6
57 福崎町	64,477	13,717	12,673	21.3	19.7
60 市川町	4,655	621	621	13.3	13.3
65 朝来市	47,667	17,484	17,484	36.7	36.7
71 稲美町	10,516	10,369	2,498	98.6	23.8
78 猪名川町	25,567	7,652	3,416	29.9	13.4
80 多可町	46,997	1,213	1,213	2.6	2.6
85 新温泉町	31,843	4,126	4,126	13.0	13.0
86 播磨町	14,646	7,362	2,539	50.3	17.3
90 丹波市(山南)	16,834	8,100	7,517	48.1	44.7
94 播磨高原広域事務組合	40,947	36,449	4,046	89.0	9.9
95 神河町	13,244	35	35	0.3	0.3
97 淡路広域水道企業団	457,041	182,441	95,839	39.9	21.0
98 丹波市(市島)	23,137	8,082	7,926	34.9	34.3
501 阪神水道企業団	164,849	116,420	111,196	70.6	67.5
502 市川町	5,619	4,329	4,329	77.0	77.0
506 兵庫県	279,634	202,038	118,767	72.3	42.5
合計	5,330,599	2,594,337	1,684,015	48.7%	31.6%

*1 導水管延長、送水管延長、配水管延長の合計

全国 :

42.3%

28.2%

*2 (基幹管路のうち)以下管種の延長の合計

ダクタイル(耐震継手)、鋼管、水道配水用ポリエチレン管、ステンレス、ダクタイル鑄鉄(K型)、硬質塩ビ管

*3 (基幹管路のうち)以下管種の延長の合計

ダクタイル(耐震継手)、鋼管、水道配水用ポリエチレン管、ステンレス

<兵庫県内上水道・用水供給事業の水道施設の耐震化状況(令和4年度末)>

令和4年度水道統計調査結果より作成

	浄水施設の耐震化状況			配水池の耐震化状況		
	全浄水施設能力 (m3/日)	耐震化浄水施設能力 (m3/日)	耐震化率 (%)	全有効容量 (m3)	耐震化有効容量 (m3)	耐震化率 (%)
	(A)	(B)	(B/A)	(A)	(B)	(B/A)
1 神戸市	240,000	56,000	23.3	578,546	485,396	83.9
2 尼崎市	84,650	0	0.0	30,025	22,225	74.0
3 高砂市	83,000	0	0.0	37,000	37,000	100.0
4 豊岡市	72,594	44,533	61.3	38,194	22,526	59.0
5 西宮市	55,020	0	0.0	48,857	34,784	71.2
7 丹波篠山市	6,977	3,155	45.2	16,129	14,130	87.6
8 姫路市	164,154	19,104	11.6	143,598	76,615	53.4
9 明石市	122,200	41,200	33.7	79,680	70,530	88.5
10 宍粟市	20,059	2,291	11.4	17,586	5,482	31.2
13 伊丹市	90,000	90,000	100.0	23,162	23,162	100.0
14 芦屋市	9,695	1,710	17.6	16,754	13,600	81.2
16 三田市	11,110	5,000	45.0	44,114	26,035	59.0
18 西播磨水道企業団	27,500	24,000	87.3	32,129	20,690	64.4
19 赤穂市	61,500	21,150	34.4	19,409	15,290	78.8
20 宝塚市	43,100	43,100	100.0	62,031	30,524	49.2
21 加古川市	67,900	58,300	85.9	78,620	16,900	21.5
22 たつの市	27,930	14,489	51.9	16,676	3,030	18.2
23 香美町	14,118	8,104	57.4	10,989	1,743	15.9
24 養父市	17,982	15,161	84.3	14,483	6,983	48.2
25 川西市	12,351	12,351	100.0	46,708	28,358	60.7
27 西脇市	12,150	11,070	91.1	15,932	15,337	96.3
32 加東市	10,540	5,500	52.2	22,070	3,799	17.2
36 加西市	0	0	-	14,720	1,600	10.9
37 三木市	15,800	11,400	72.2	35,515	33,692	94.9
38 小野市	14,700	14,700	100.0	25,612	19,415	75.8
39 太子町	20,100	20,100	100.0	16,000	16,000	100.0
45 丹波市(中央)	24,559	14,190	57.8	16,391	6,326	38.6
56 上郡町	8,000	8,000	100.0	10,900	6,120	56.1
57 福崎町	8,200	7,100	86.6	10,701	2,800	26.2
60 市川町	7,700	3,500	45.5	3,964	1,790	45.2
65 朝来市	16,900	3,632	21.5	15,324	5,000	32.6
71 稲美町	10,900	1,485	13.6	10,995	7,400	67.3
78 猪名川町	2,200	400	18.2	16,907	12,748	75.4
80 多可町	11,416	7,297	63.9	6,978	2,191	31.4
85 新温泉町	8,132	1,800	22.1	6,220	2,932	47.1
86 播磨町	18,600	18,000	96.8	13,500	2,000	14.8
90 丹波市(山南)	6,400	6,400	100.0	3,441	1,050	30.5
94 播磨高原広域事務組合	8,000	8,000	100.0	5,020	1,590	31.7
95 神河町	5,250	3,533	67.3	4,260	2,645	62.1
97 淡路広域水道企業団	87,651	23,884	27.2	110,121	64,379	58.5
98 丹波市(市島)	4,396	2,330	53.0	3,825	1,135	29.7
501 阪神水道企業団	1,289,900	694,900	53.9	261,500	211,200	80.8
502 市川町(用供)	5,100	0	0.0	0	0	-
506 兵庫県(企業庁)	431,370	431,370	100.0	13,760	13,760	100.0
合計	3,259,804	1,758,239	53.9%	1,998,346	1,389,912	69.6%

全国 :

43.4%

全国 :

63.4%

国土交通省からの通知

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

(令和6年4月3日付け国水水第1号)

- ・ 飲料水健康危機管理実施要領
- ・ 自然災害による断減水等の被害報告ルール
- ・ 渇水による断減水時の報告ルール
- ・ 事故等による断減水時の報告ルール
- ・ 水質事故時の報告ルール
- ・ テロ、情報システム障害発生時の報告ルール

5. 水道水質管理

(2) 危機管理対応

「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」

(令和6年4月3日付け国水水第1号
水道事業課長通知)

- 都道府県等や水道事業者等に対し、水道原水又は水道水、飲用井戸等から供給される飲料水について水質異常を把握した場合は、国土交通省各地方整備局へ報告するよう依頼。
- 大臣認可の水道事業者等、国設専用水道の設置者は国土交通省各地方整備局へ直接、その他については都道府県から国土交通省へ右記報告様式により報告。
- 水質基準項目に限らず、PFOS及びPFOA等、水質管理目標設定項目の目標値超過が継続すると見込まれた場合等も、本様式を用いて国土交通省各地方整備局へ報告。
- 報告対象事案については、しっかりと確認すること。

次のとおり水質異常が発生しましたので報告します(第 報)

番号	項目	内容
1	発生時期	1) 異常が発生した日時(採水、患者発病等の説明を添えてください)
		2) 異常があることを知った日時
		3) 対応を完了した日時
2	水質異常が生じた施設	1) 水道の種類(上水道、灌漑専用水道、飲用井戸等)
		2) 水源の名称と種別(表流水、深井戸等)
		3) 施設の名称(原水水質の異常の場合は取水位置)
		4) 浄水処理方法
		5) 異常に係る施設の給水範囲の人口(又は戸数)又は1日平均利用者数
3	汚染の状況	1) 水質異常の原因(原因物質、原因物質の排出源及びその存在場所、施設の不良箇所等)
		2) 問題を生じた水質項目と汚染時の最大値
4	給水等への影響	1) 取水停止/取水減量期間
		2) 給水停止/制限の期間
		3) 給水停止/制限の影響人口
5	健康被害発生状況	1) 症状
		2) 人数
		3) 発生地域
6	対応経緯(時系列に記載)	
7	関係機関との連絡	
8	今後の対応方針	
9	報道発表等	
10	その他特記事項	
11	問合せ先	1) 都道府県
		2) 事業体/自治体名
		3) 所属・部署
		4) 担当者名
		5) 電話番号
		6) FAX番号

(報告様式)

5. 水道水質管理 (2) 危機管理対応

飲料水健康危機管理実施要領（令和6年4月制定）

<目的>

- 飲料水を原因とする国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止等の危機管理の適正を図る。

<対象となる飲料水>

- 水道水（水道法の規制対象）
- 小規模水道水（水道法非適用の水道水）
- 井戸水等（個人が井戸等からくみ上げて飲用する水）
※ボトルウォーターは食品衛生法により措置されるため対象外

<情報収集の対象>

- 水道水の水道原水に係る水質異常
- 水道施設等において生じた事故
- 水道水を原因とする食中毒等の発生
- 小規模水道水又は井戸水等の水質異常等の発生



国における情報伝達、広報、対策の実施等を規定

5. 水道水質管理

(2) 危機管理対応

■ 令和5年度の水質事故事例

● 残留塩素濃の不検出事例

- ・簡易専用水道の法定検査の結果、残留塩素が不検出であることが判明。
- ・これへの対応として、飲用制限を実施。その後、貯水槽の清掃を実施。
- ・再検査を行い、残留塩素濃度が0.1mg/L以上検出されることを確認し、飲用制限を解除。

● 残留塩素不検出及び大腸菌検出事例

- ・水質検査において、残留塩素の不検出及び大腸菌の検出が確認された。
- ・これへの対応として、塩素注入設備の点検・調整を実施。
- ・再検査を行い、残留塩素濃度が0.1mg/L以上検出されること及び大腸菌不検出を確認。

● 塩素酸超過事例

- ・専用水道において、水質検査の結果、塩素酸の水質基準超過が確認された。
- ・これへの対応として、浄水受水への切り替えを行い、その後、受水槽及び高架水槽の水の入れ替え、次亜タンクの交換を実施。
- ・再検査を行い、塩素酸の水質基準適合を確認し、井戸水処理水の供給を再開。

● クロロホルムの水質基準値超過事例

- ・水道事業において、水質検査の結果、クロロホルムの水質基準超過が確認された。
- ・これへの対応として、配水池の水の入替えを実施。
- ・再検査を行い、クロロホルムの水質基準適合を確認。

国土交通省からの通知

出水対策について (令和6年5月17日付け国水防第25号)

- ・ 出水期前の施設管理等について

出水期における対応について (注意喚起)

(令和6年5月27日国交省防災課事務連絡)

- ・ 迅速な災害復旧の実施について
- ・ 災害査定添付写真の留意点について
- ・ 中小河川における応急工事の留意点 (案) について

出水期における防災対策について

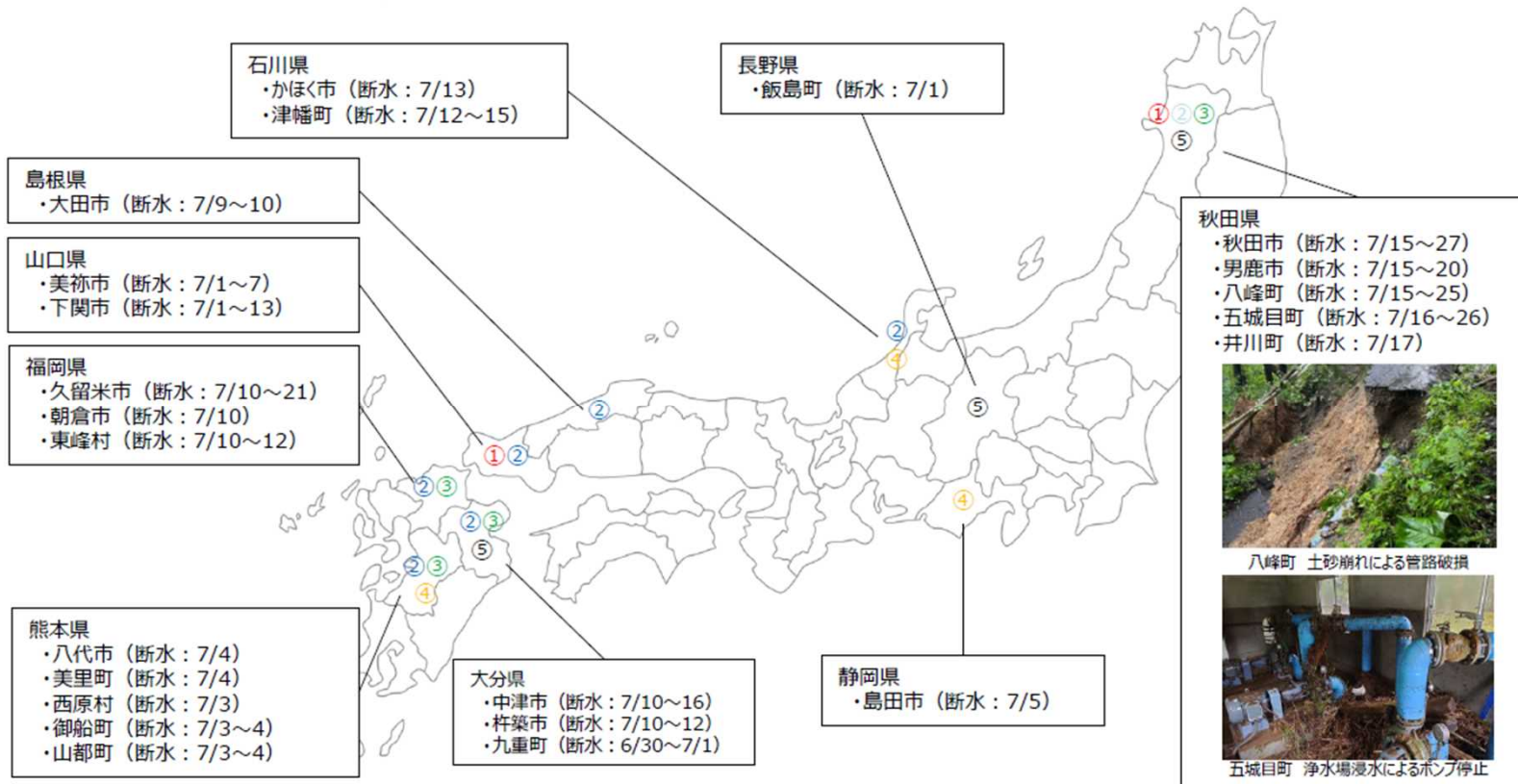
(令和6年5月31日付け国官運安第24号)

- ・ 梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

2. 災害対策・危機管理

令和5年6・7月の大雨における水道施設の被害と対応

- 令和5年6月28日～7月16日の間に活発な梅雨前線の影響により大雨となり、大分県、長野県、山口県、熊本県、静岡県、島根県、福岡県、石川県、秋田県の22事業者において、水道施設が被災したことにより断水が発生（断水戸数合計：約19,800戸）
- 主な被災は、①浄水場等浸水によるポンプ機能停止、②土砂崩れ等による管路損傷、③添架管流出、④停電等による機能停止や⑤濁度上昇による取水停止によるものであり、すべて応急復旧を実施済み。



R5年度以前の厚生労働省からの通知

水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）
（令和5年3月22日付け薬生水発0320第1号）

- ・ 新技術の活用による施設点検について
- ・ 水管橋等の施設点検について（R6年4月1日～施行済）

消防水利の基準の一部改正について

（令和5年12月25日国交省防災課事務連絡）

- ・ 取水可能水量が1 m³/分以上の場合には、消火栓を設置する水道配管径を75mm以上とすることができる

「運搬送水に係る留意事項」について

（令和5年7月31日付け薬生水発0731第1号）

- ・ 運搬送水にかかる法の適用や技術的な留意事項等について

水道法第22条の2(水道施設の維持及び修繕)

水道法第22条の2(水道施設の維持及び修繕)

水道施設を良好な状態に保つため、その**維持及び修繕を行わなければならない。**

水道法施行規則第17条の2(水道施設の維持及び修繕)

- 水道施設の状況(構造、位置、維持又は修繕の状況等)を勘案して、適切な時期に、**目視その他適切な方法**により点検を行う。

➡ **目視と同等以上の方法による点検が可能であることを明確化**(令和6年4月1日施行)

- 水道施設の点検の結果、異状を把握したときは、修繕その他必要な措置を講ずる。
- 点検は、コンクリート構造物(水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る)については、次のとおりの対応とする。

- ✓ 概ね**5年に1回以上**の適切な頻度で点検を行う
- ✓ 点検した際は、以下の事項を**記録**する(次の点検まで**保存**)
点検の年月日、点検を実施した者の氏名、点検の結果
- ✓ 点検した結果、施設の異常を把握し修繕を行った場合には、その**内容を記録**する(**利用期間保存**)

※ 水管橋、橋梁添架管及び水路橋を指す。

➡ **道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等※に対しても、5年に1回以上の点検や、点検・修繕記録の保存等を義務付ける**(令和6年4月1日施行)

<背景>

○人口減少社会における健全かつ安定的な水道事業運営に向け、管径のダウンサイジングを実施したいが、消防水利の基準がネックとなり、実施できない。

○『消防力の整備指針及び消防水利に関する検討会報告書（H31.3）』にて、「地域の状況に応じて必要な水量を確保していく方針等を検討していくことが適当である。また、消防部局と水道部局が協議する仕組みを作っていくことが重要」と結論してから3年が経過。

○令和4年地方分権改革提案にて消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加が提案。

消防水利の基準（昭39 消防庁告示7）における消火栓を設置する水道配管の管径基準については、地域の実情に応じて緩和できるよう、関係者の意見や科学的な検証を踏まえ検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



改正消防水利の基準第3条第3項

前項の規定にかかわらず、配管前に取水可能水量を解析し、かつ、配管後に消火栓からの流量を実測した結果、必要給水能力を有すると認められるときは、管の直径を七十五ミリメートル以上にすることができる。ただし、消火栓の位置その他消防水利の状況を勘案し、地域の実情に応じた消火活動に必要な水量の供給に支障のないように留意しなければならない。

6. 水道事業の認可等

運搬送水について

現行水道法において、「水道」とは、「導管及びその他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体」（水道法第3条第1項）をいい、「その他の工作物」とは取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水のための導管以外の施設を指すが、これらのうち、一部を設けないこともある。

運搬送水について、水道事業者が水道事業として実施する場合については、運搬先の集落等の水道施設における水道法の適用（水道法第4条及び第5条）は当然に受けることとなる。水道システム上、取水から配水までの施設について一部設けないことも可能であることから、水道事業者が水道事業として実施する場合については、認可は不要である。

PFAS関連の通知

PFOS及びPFOAの水質検査結果の確認及び水質検査の実施について (令和5年10月17日付け厚労省水道課水道水質管理室事務連絡)

- ・水質検査結果の確認、報告
- ・濃度把握のための水質検査の実施について

令和5年10月25日付け生活衛生課長事務連絡により、知事認可水道事業者等は浄水から暫定目標値を超えるPFOS等が検出された場合には、超過継続の見込みを問わず、管轄の健康福祉事務所への報告を依頼。大臣認可水道事業者等は、近畿地方整備局報告時に併せて当課まで情報提供を依頼。

水道におけるPFOS及びPFOAに関する調査について

(令和6年5月29日国交省水道事業課、環境省環境管理課事務連絡)

- ・水質検査結果の確認、報告
- ・実態把握調査の実施の依頼について

1. 水道水質基準 PFOS及びPFOAの暫定目標値について

PFOS及びPFOAの暫定目標値について

目標値（暫定）：50ng/L (PFOSとPFOAの合計値として)

令和2年4月より水質管理目標設定項目に位置づけ

【目標値(暫定)の考え方】(令和元年度における検討)

①耐容一日摂取量(TDI)の検討

- 近年、海外の国・機関において行われたPFOS等の健康リスク評価の内容を確認。具体的には、カナダ(2018)、オーストラリア・ニュージーランド(2017)、米国(2016)及び欧州食品安全機関(EFSA)(2018)の評価。
- このうち妥当と考えられるものの中から最も安全側であるもの(低いもの)を採用。
⇒PFOSについてはオーストラリア・ニュージーランド及び米国の20ng/kg体重/day
PFOAについては米国の20ng/kg体重/day

②暫定目標値案の算定

- ①のTDI、体重50kg、飲料水の割当率10%、一日当たりの水道水摂取量2L/日を適用
⇒PFOSで50ng/L、PFOAで50ng/L

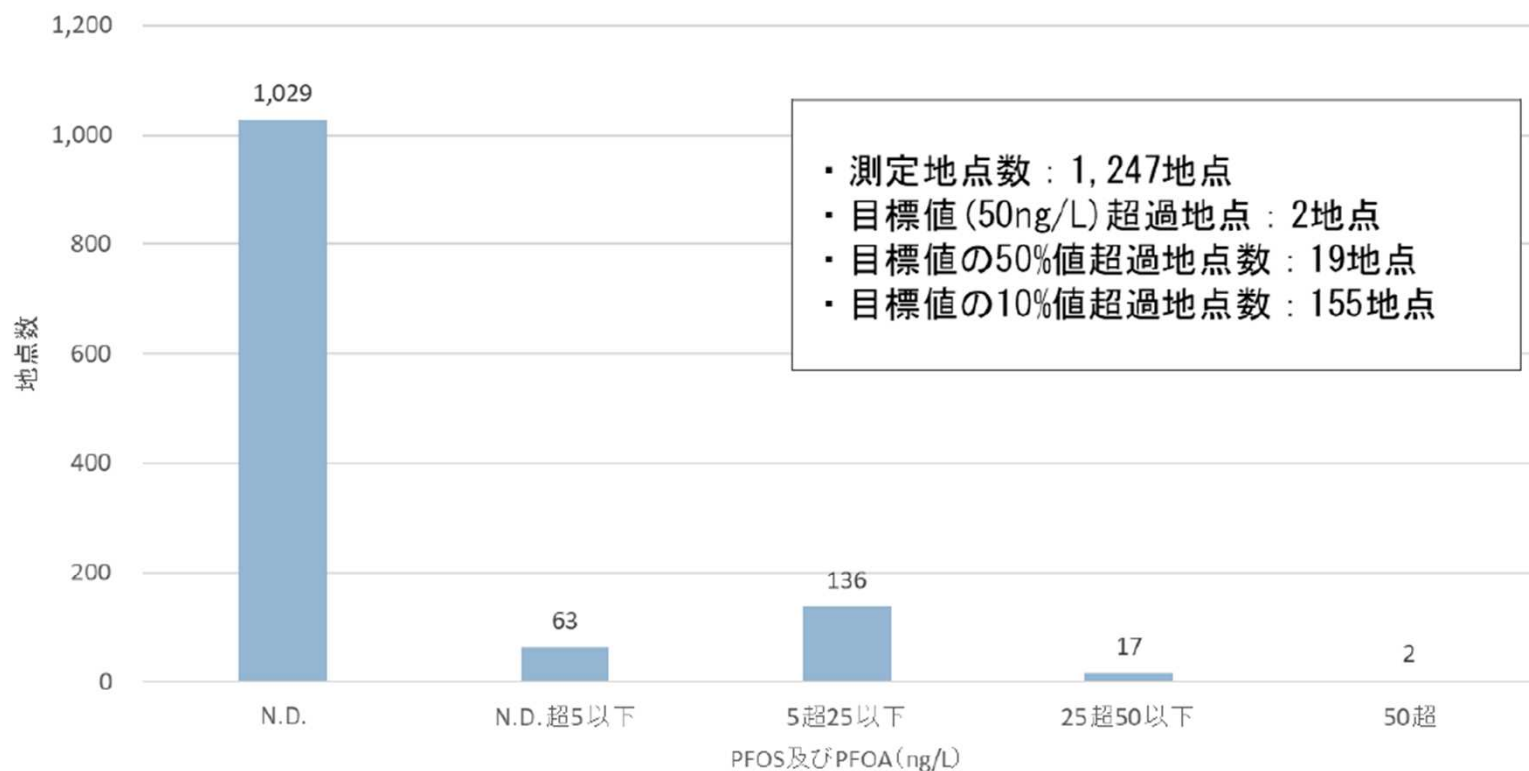
③合算の考え方

- 米国環境保護庁(USEPA)では、PFOSとPFOAのそれぞれについて健康勧告値を70ng/Lと算出しているが、PFOSとPFOAの合計値を健康勧告値と比較すべきとしている。この理由として、PFOSとPFOAの参照用量(RfD)は類似の発達影響に基づいており、また、数値も同一であり、飲料水中にこれらは同時に同じ場所で見られるため、保守的で健康保護的なアプローチとして、合計値と比較するとされている。

1. 水道水質基準 PFOS及びPFOAの検出状況

PFOS及びPFOAの検出状況

度数分布(給水栓水)



水道統計から、令和3年度に水道事業者等が給水栓水で実施したPFOS及びPFOAの測定結果の収集及び集計を行ったもの。

出典：令和5年度第2回水質基準逐次改正検討会資料1-2

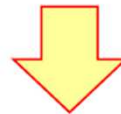
1. 水道水質基準 PFOS及びPFOAに関する検討状況



PFOS及びPFOAに関する検討状況

令和6年2月21日に令和5年度第2回水質基準逐次改正検討会を開催

- 以下について情報提供し、今後の検討の進め方について議論した。
 - ・ 国内外の動向（国内：内閣府食品安全委員会、環境省、国外：WHO、米国EPA）
 - ・ 令和3年度の我が国における水道水中のPFOS及びPFOAの検出状況
 - ・ 暫定目標値を超過した事業者における対応状況
 - ・ 活性炭によるPFASの除去特性等



- PFOS及びPFOAについては、諸外国の動向及び内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価結果を踏まえ、引き続き、その取扱いについて検討を進める。
- PFHxS及びPFOS、PFOA以外の有機フッ素化合物については、環境省が設置する「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」が昨年7月に取り纏めた「PFASに関する今後の対応の方向性」等を踏まえ、検討を進める。

防災・安全交付金について

令和5年度まで

水道施設整備費補助金(公共)

生活基盤施設耐震化等交付金(非公共)



令和6年度～

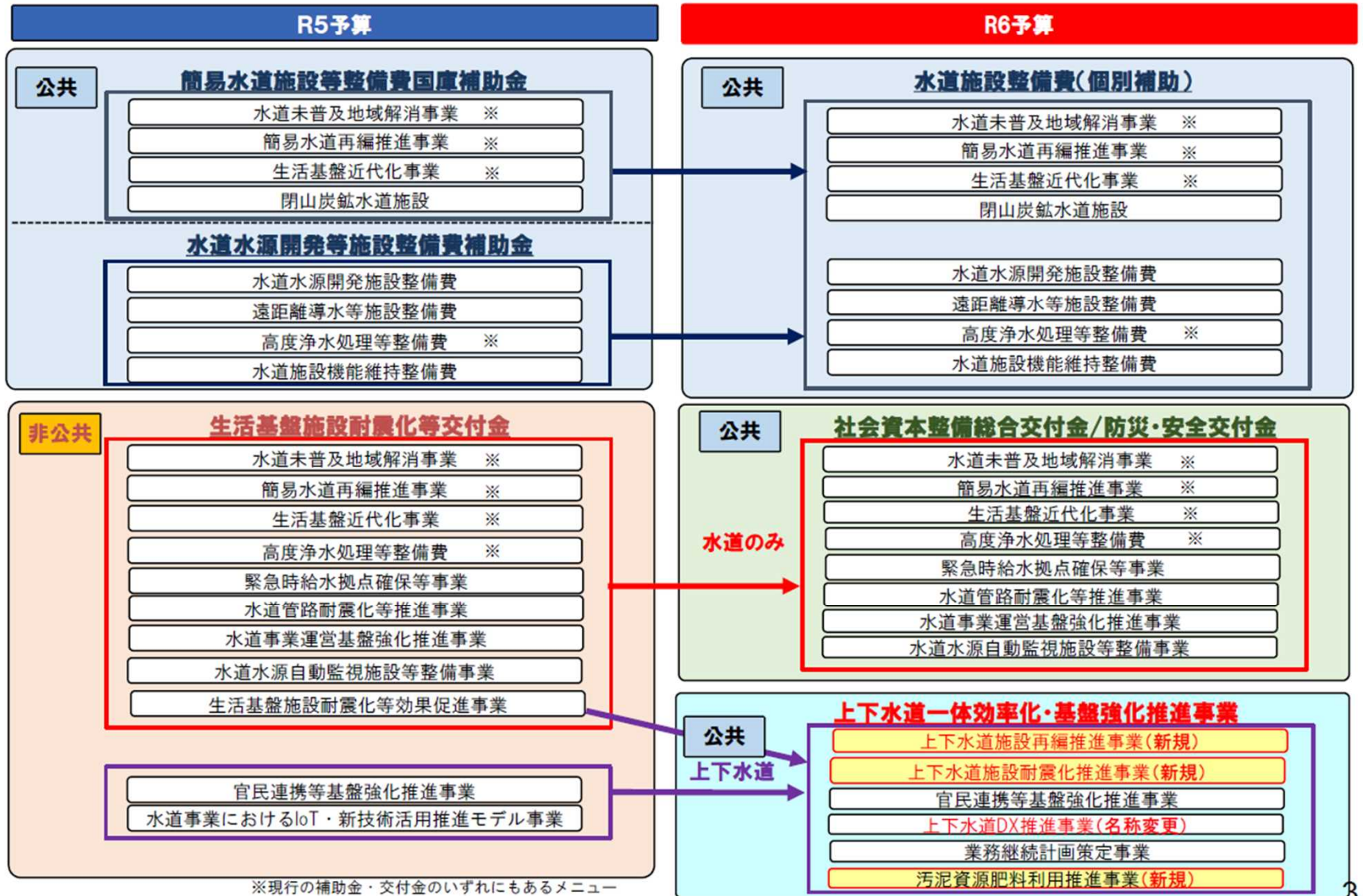
水道施設整備費補助金(公共)

防災・安全交付金(公共)に統合

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業(公共)の創設

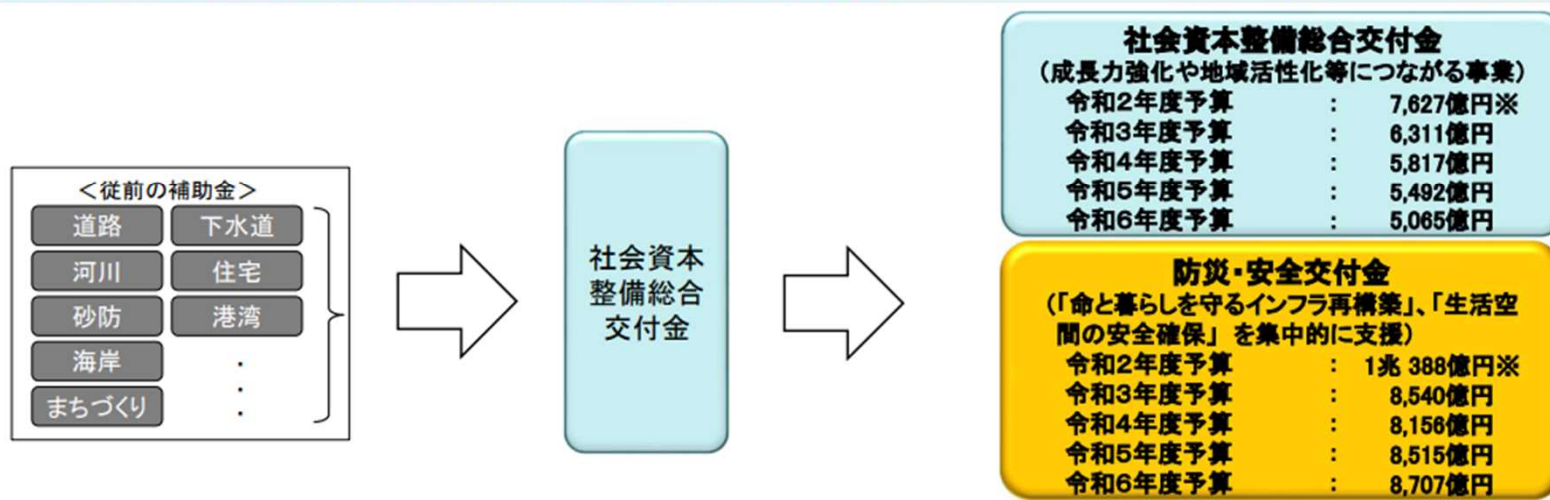
※水道設備整備費補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金については、令和5年度厚生労働省予算が本省繰越しされ、令和6年度においても当該予算で交付されている。

防災・安全交付金について



防災・安全交付金について

- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金**として平成22年度に創設。
- ◇ 防災・安全交付金は、**地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援**するため、平成24年度補正予算において創設。



※ 令和2年度予算は臨時・特別の措置を含んでおり、金額は以下の通り。
社会資本整備総合交付金:349億円、防災・安全交付金:2,541億円

両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の17事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

防災・安全交付金について

社会資本総合整備計画の提出

- 単独の市町村や都道府県のみでも、複数の事業主体(都道府県+市町村)が共同で策定しても可
 - ◇ **整備計画**...おおむね3~5年で実現しようとする目標、事業内容等を記載
 - ◇ **事前評価の結果が分かる資料**(チェックシートなど)



内定通知

- 国土交通省から、**整備計画ごと**に当該年度に交付可能な国費を**内定通知**



実施に関する計画等の提出

- 単独の市町村や都道府県のみで整備計画を策定した場合
 - 当該地方公共団体が単独で作成
 - ◇ **実施に関する計画** ...当該年度に当該主体が行おうとする要素事業の計画
- 複数の事業主体(都道府県+市町村)が共同で整備計画を策定した場合
 - 関係地方公共団体の協議により作成
 - ◇ **団体別内訳表** ...内定通知額を事業主体別に区分した内訳表
 - ◇ **実施に関する計画** ...当該年度に当該主体が行おうとする要素事業の計画



交付申請

- 各地方公共団体が交付申請

社会資本総合整備計画について

社会資本総合整備計画の提出

- 単独の市町村や都道府県のみでも、複数の事業主体(都道府県+市町村)が共同で策定しても可
 - ◇ **整備計画**...おおむね3~5年で実現しようとする目標、事業内容等を記載
 - ◇ **事前評価の結果が分かる資料**(チェックシートなど)

R 6・・・省庁移管に伴い、暫定的に**県で一括策定**
(従来の兵庫県生活基盤施設耐震化等事業計画を流用し、
県で1つの整備計画に、各事業を要素事業として紐付け)



R 7・・・**各事業者が策定**
(複数の事業者による共同策定可能)

社会資本総合整備計画について



内定通知

○国土交通省から、**整備計画ごと**に当該年度に交付可能な国費を**内定通知**



事業者が整備計画を策定するメリット

- ・ 要素事業間での配分裁量
- ・ 計画内要素事業間での流用が容易
- ・ (市町) 下水道事業と一体で計画策定が可能

社会資本総合整備計画について

実施に関する計画等の提出

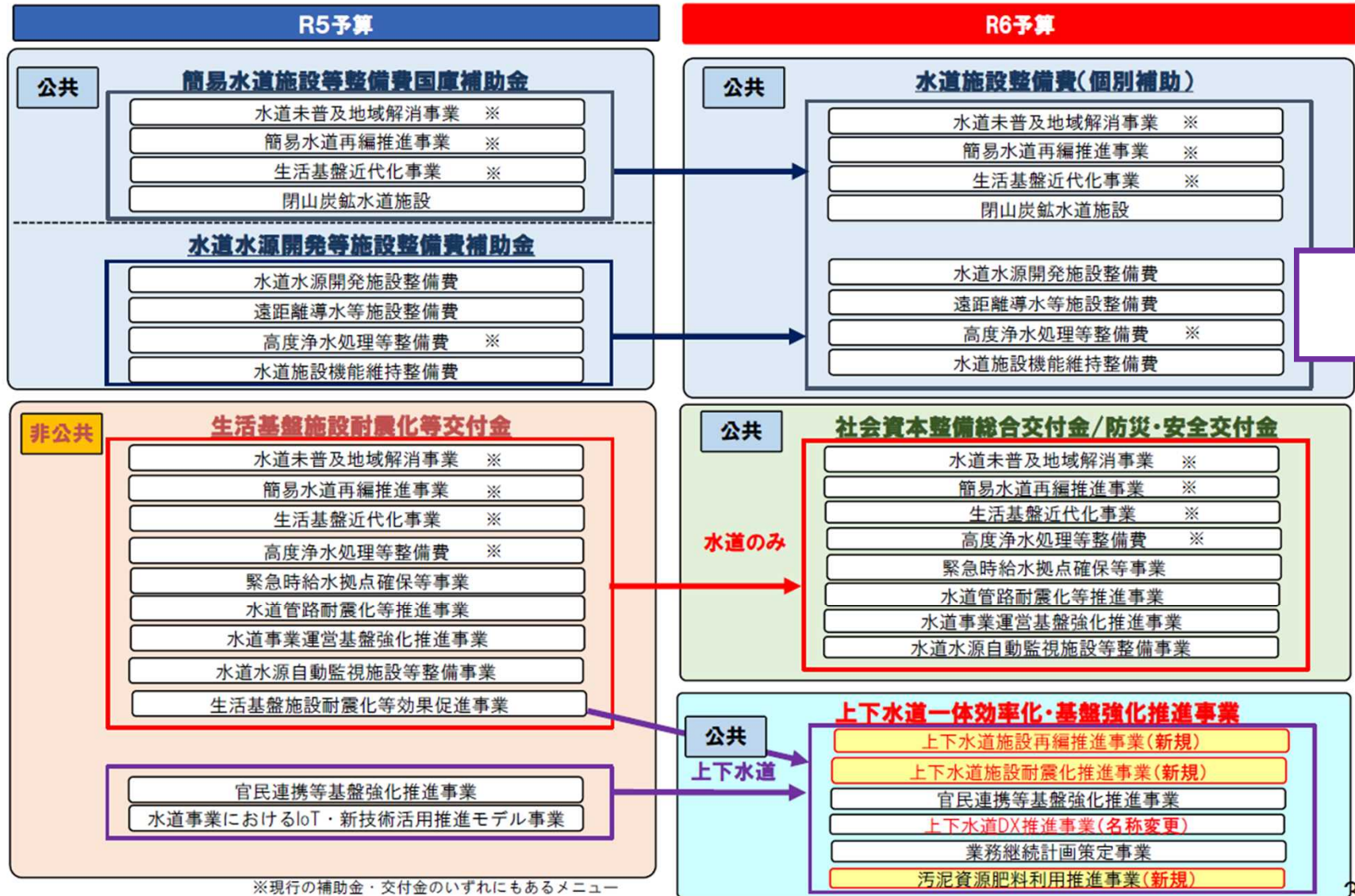
- 単独の市町村や都道府県のみで整備計画を策定した場合
 - 当該地方公共団体が単独で作成
 - ◇ **実施に関する計画** ...当該年度に当該主体が行おうとする要素事業の計画
- 複数の事業主体(都道府県+市町村)が共同で整備計画を策定した場合
 - 関係地方公共団体の協議により作成
 - ◇ **団体別内訳表** ...内定通知額を事業主体別に区分した内訳表
 - ◇ **実施に関する計画** ...当該年度に当該主体が行おうとする要素事業の計画

交付申請

- 各地方公共団体が交付申請

交付申請時にSCMSを用いて、実施に関する計画等の提出と交付申請を行う。

SCMSについて



SCMSについて

SCMS = 社会資本整備総合交付金システム

The screenshot displays the SCMS web application interface. At the top, there is a navigation bar with the SCMS logo and several menu items: ワークフロー, 要素事業管理, 事前確認, ユーザ管理, 帳票出力, and データインポート・エクスポート. The user is logged in as '兵庫県:保健医療部生活衛生課'. Below the navigation bar, there are four main panels:

- 申請一覧 (Application List):** A table with columns for '申請' (Application) and 'フロー名' (Flow Name). The table is currently empty, and a message at the bottom states '表示するレコードがありません' (No records to display).
- 新着案件一覧 (New Cases List):** A table with columns for '処理' (Processing), '到達日' (Arrival Date), 'フロー名' (Flow Name), '申請者' (Applicant), '詳細' (Details), 'フロー' (Flow), and '履歴' (History). The table is currently empty, and a message at the bottom states '表示するレコードがありません' (No records to display).
- 都道府県・指定市へのお知らせ (Notice to Prefectures and Designated Cities):** A message box stating '新着情報はありませんでした。' (There is no new information).
- 重要なお知らせ (Important Notice):** A notice dated 2024/06/11 16:41:54 regarding SCMS functionality updates for local public bodies. The notice includes a link to the manual and a reference to page 85-89.
- 交付要綱等リンク (Link to Delivery Guidelines, etc.):** A list of links including '国土交通省HP', '交付要綱', '本編', '附属編 (目次)', '附属第1編 基幹事業', '附属第2編 交付対象事業の要件', and '附属第3編 国費の算定方法'. There is also a section for '各種通知' (Various Notifications) with links to various documents.

SCMSについて

交付要綱等リンク

交付金の概要等

- [国土交通省HP](#)

交付要綱

- [本編](#)
- [附属編（目次）](#)
- [附属第1編 基幹事業](#)
- [附属第2編 交付対象事業の要件](#)
- [附属第3編 国費の算定方法](#)

各種通知

- [社会資本整備総合交付金に係る計画等について](#)
- [社会資本整備総合交付金の計画別流用について](#)
- [社会資本整備総合交付金交付申請等要領](#)
- [社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物件等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領](#)

マニュアル等

SCMSについて

マニュアル等

- ・問合せ一覧表.xlsxm
- ・マニュアル修正履歴 (R6.3.30更新) .xlsx
- ・【マニュアル】システム操作マニュアル (入力操作のポイント・よくある質問編) .pdf
- ・【マニュアル】00_共通編.pdf
- ・【マニュアル】01_個別業務編 (整備計画) .pdf
- ・【マニュアル】01_個別業務編 (整備計画 (変更)) .pdf
- ・【マニュアル】10_個別業務編 (要望) .pdf
- ・【マニュアル】10_個別業務編 (要望 (再申請)) .pdf
- ・【マニュアル】02_個別業務編 (実施に関する計画) 【令和2年度以前の申請】.pdf
- ・【マニュアル】03_個別業務編 (交付申請) 【令和2年度以前の申請】.pdf
- ・【マニュアル】03_個別業務編 (実施に関する計画及び交付申請) .pdf
- ・【マニュアル】04_個別業務編 (年度終了実績報告) .pdf
- ・【マニュアル】05_個別業務編 (完了実績報告) .pdf
- ・【マニュアル】06_個別業務編 (額の確定) .pdf
- ・【マニュアル】12_個別業務編 (一括設計審査) .pdf
- ・【マニュアル】13_個別業務編 (国費率差額交付申請 (対象額調査)) .pdf
- ・【マニュアル】14_個別業務編 (国費率差額交付申請 (交付決定)) .pdf
- ・【マニュアル】16_個別業務編 (指導監督交付金交付申請) .pdf
- ・【マニュアル】07_個別業務編 (完了予定期日変更) .pdf
- ・【マニュアル】17_個別業務編 (交付決定取消申請) .pdf
- ・【マニュアル】08_個別業務編 (計画別流用申請) .pdf
- ・【マニュアル】18_個別業務編 (残存物件継続使用承認申請) .pdf
- ・【マニュアル】19_個別業務編 (財産処分承認申請) .pdf
- ・【マニュアル】20_個別業務編 (財産処分承認申請 (包括承認)) .pdf
- ・【マニュアル】09_個別業務編 (中間・事後評価) .pdf
- ・【マニュアル】22_個別業務編 (CSVデータ出力画面) .pdf
- ・【マニュアル】23_個別業務編 (CSVデータ出力画面) .pdf

SCMSについて

マニュアル等

- ・ 問合せ一覧表.xlsxm
- ・ マニュアル修正履歴 (R6.3.30更新) .xlsx
- ・ 【マニュアル】 システム操作マニュアル (入力操作のポイント・よくある質問編) .pdf
- ・ 【マニュアル】 00_共通編.pdf
- ・ 【マニュアル】 01_個別業務編 (整備計画) .pdf
- ・ 【マニュアル】 01_個別業務編 (整備計画 (変更)) .pdf
- ・ 【マニュアル】 10_個別業務編 (要望) .pdf
- ・ 【マニュアル】 10_個別業務編 (要望 (再申請)) .pdf
- ・ 【マニュアル】 02_個別業務編 (実施に関する計画) 【
- ・ 【マニュアル】 03_個別業務編 (交付申請) 【令和2年
- ・ 【マニュアル】 03_個別業務編 (実施に関する計画及び
- ・ 【マニュアル】 04_個別業務編 (年度終了実績報告) .pdf
- ・ 【マニュアル】 05_個別業務編 (完了実績報告) .pdf
- ・ 【マニュアル】 06_個別業務編 (額の確定) .pdf
- ・ 【マニュアル】 12_個別業務編 (一括設計審査) .pdf
- ・ 【マニュアル】 13_個別業務編 (国費率差額交付申請 (
- ・ 【マニュアル】 14_個別業務編 (国費率差額交付申請 (
- ・ 【マニュアル】 16_個別業務編 (指導監督交付金交付申
- ・ 【マニュアル】 07_個別業務編 (完了予定期日変更) .pdf
- ・ 【マニュアル】 17_個別業務編 (交付決定取消申請) .pdf
- ・ 【マニュアル】 08_個別業務編 (計画別流用申請) .pdf
- ・ 【マニュアル】 18_個別業務編 (残存物件継続使用承認
- ・ 【マニュアル】 19_個別業務編 (財産処分承認申請) .pdf
- ・ 【マニュアル】 20_個別業務編 (財産処分承認申請(包括
- ・ 【マニュアル】 09_個別業務編 (中間・事後評価) .pdf
- ・ 【マニュアル】 22_個別業務編 (CSVデータ出力画面)

問合せ一覧表

項目	業務分類	操作の段階	キーワード	問合せ内容	種別	検索結果
1	00_共通	2.操作中	申請一覧、表示、06.額の確定(地方支分部局)	平成30年4月10日にログインしたところ、申請一覧に「06.額の確定(地方支分部局)」の平成30年度のものが表示されています。特に何か処理をしたわけではありませんが、なぜ表示されるのでしょうか？	地方整備局会計課の業務として「06.額の確定(地方支分部局)」を行う必要がありますので、システム上の誤りではありません。ポータルサイトに各種業務マニュアルを掲載しておりますので、ご確認をお願いします。	
2	00_共通	1.操作前	統合、ID	統合により新しくできた課では、統合前に存在していた課の、以前のデータ呼び起こすことは可能でしょうか？	各IDで処理された内容は、それぞれのIDに関連付けでシステム上で保存されます。そのため、既存のIDを削除した場合は、当該IDにて処理した内容を確認できません。当該IDでの処理内容を出力の上、IDを削除することも可能ですが、現在のIDを懸したまま、2つのIDにて処理を行うことを推奨します。	
3	00_共通	1.操作前	事前確認機能	市町村で社会資本総合整備計画を変更する際に、「事前確認機能」を用いて、市町村から府県等に提出するかどうかを判断したいです。府県と地方支分部局が内容確認を行う次の段階では、府県から地方支分部局宛てに、別途アップロードを行う必要がありますか？	マニュアルに記載のとおり、「事前確認機能」は販売を指定して通知することが可能です。市町村から地方支分部局に通知することも可能ですが、府県から地方支分部局に通知することも可能となります。	
4	00_共通	2.操作中	窓口担当、答申事業担当、ID、一覧、表示	窓口担当以外の答申事業担当のIDでは、一覧にも表示されません。対処方法を教えてください。	窓口担当以外の答申事業担当で申請を行うものがない場合、未処理案件もないため、アイコンは表示されません。	
5	00_共通	3.操作後	パスワード、変更、1.画面、ログイン	パスワードを変更して1週間ほど経過すると、そのパスワードでログインできなくなってしまうようです。対処方法を教えてください。	SCMSのパスワードについては、90日間を有効期限としており、1週間ログイン不可となることはありません。現在のパスワードも直ちに使用できなくなる等の問題がございましたら、市のセキュリティ設定で、特別な対応がされていないかを、情報部に確認ください。	
6	00_共通	2.操作中	ワークフロー、未処理	マニュアルのステップ1を終了後、ワークフロー「未処理」から選択して、引き続き作業を行いたいですが、「未処理」には「処理済」ID内に入っています。そのため、	対象の答申事業の利用者情報登録がされていない可能性がありますので、ご確認ください。登録されていない場合は、修正依頼をお願いします。そのため、その利用者は	

SCMSについて

「実施に関する計画及び交付申請」業務（市区町村申請時）のステップ概要



SCMSについて

「実施に関する計画及び交付申請」業務の申請～承認の順序について

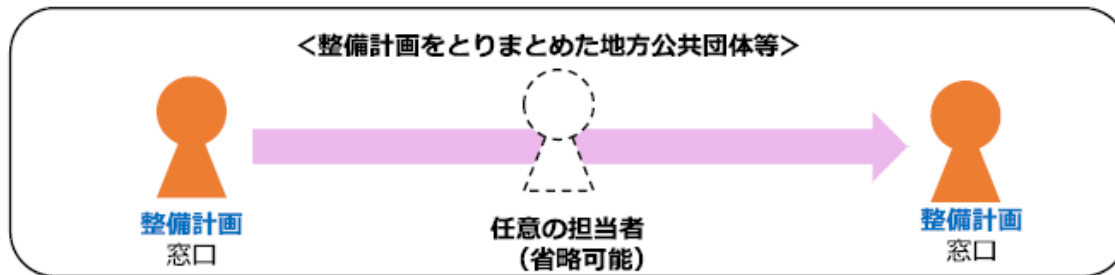
「実施に関する計画及び交付申請」業務は、「交付申請」業務を実施する際に、「実施に関する計画」申請を兼ねて申請可能な業務です。

業務フロー（申請～承認）が、「実施に関する計画」、「交付申請」を同時に行うことに伴って変更されておりますのでご注意ください。

ステップ1 「団体別内訳表」の申請

整備計画をとりまとめた地方公共団体等にて、団体別内訳表の申請を最初に行う必要があります。

（事業を実施する組織が単独である場合、団体別内訳表の申請は割愛可能です。）



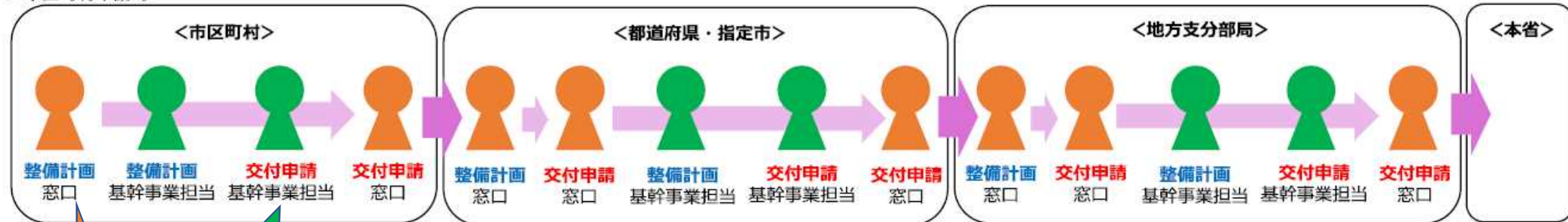
※R6年度分については、県がとりまとめ団体となり、団体別内訳表を申請
R7年度以降は複数の事業者で1つの整備計画を立てた場合はとりまとめ
団体が実施。

SCMSについて

ステップ2～13 「実施に関する計画及び交付申請」の申請

「実施に関する計画のみ」及び「交付申請のみ」の案件であっても、全ての担当にて処理を行っていただく必要があります。申請の「差し戻し」・「引き戻し」についても同様に、全ての担当にて処理を行っていただく必要があります。

■市区町村申請時



■都道府県・指定市申請時



水道事業担当課

土木部署担当課

※各市町団体における窓口アカウントでの作業が発生するため、窓口アカウントを管理する課・担当者等の把握及び内部ルートを事前に確認しておくことスムーズに処理ができます。

R6年度の実際のスケジュールについて

	要望	
国	1/22	事務連絡でのスケジュール → 2/9
県庁 (変更後)	2/2	承認 → 2/6 → 2/7 入力 → 2/13
市町	1/22	入力 → 2/1 ←R6は県で一括要望のため、市町入力無し

令和6年1月22日付け社会資本整備総合交付金等の令和6年度要望等の提出・登録について（近畿地方整備局企画部事業調整官等）により要望登録期限の通知

SCMSにおけるR06要望について

要望の注意点

○ 要望をするためには、整備計画の処理が終了している必要があります。新規の整備計画や変更する整備計画がある場合、要望の登録前に処理を終了するようにしてください。

SCMS ワークフロー 要望申請管理 申請確認 ユーザ管理 岡崎市設計受付

要望 (市区町村)

←

案件番号 受付番号 受付年月日 公文書番号 発行年月日

申請年度 平成29 都道府県

額作成 (単位: 千円)

表示: 新規/継続等 計画共通入力 要望額1 要望額2 重点計画要望額1 重点計画要望額2

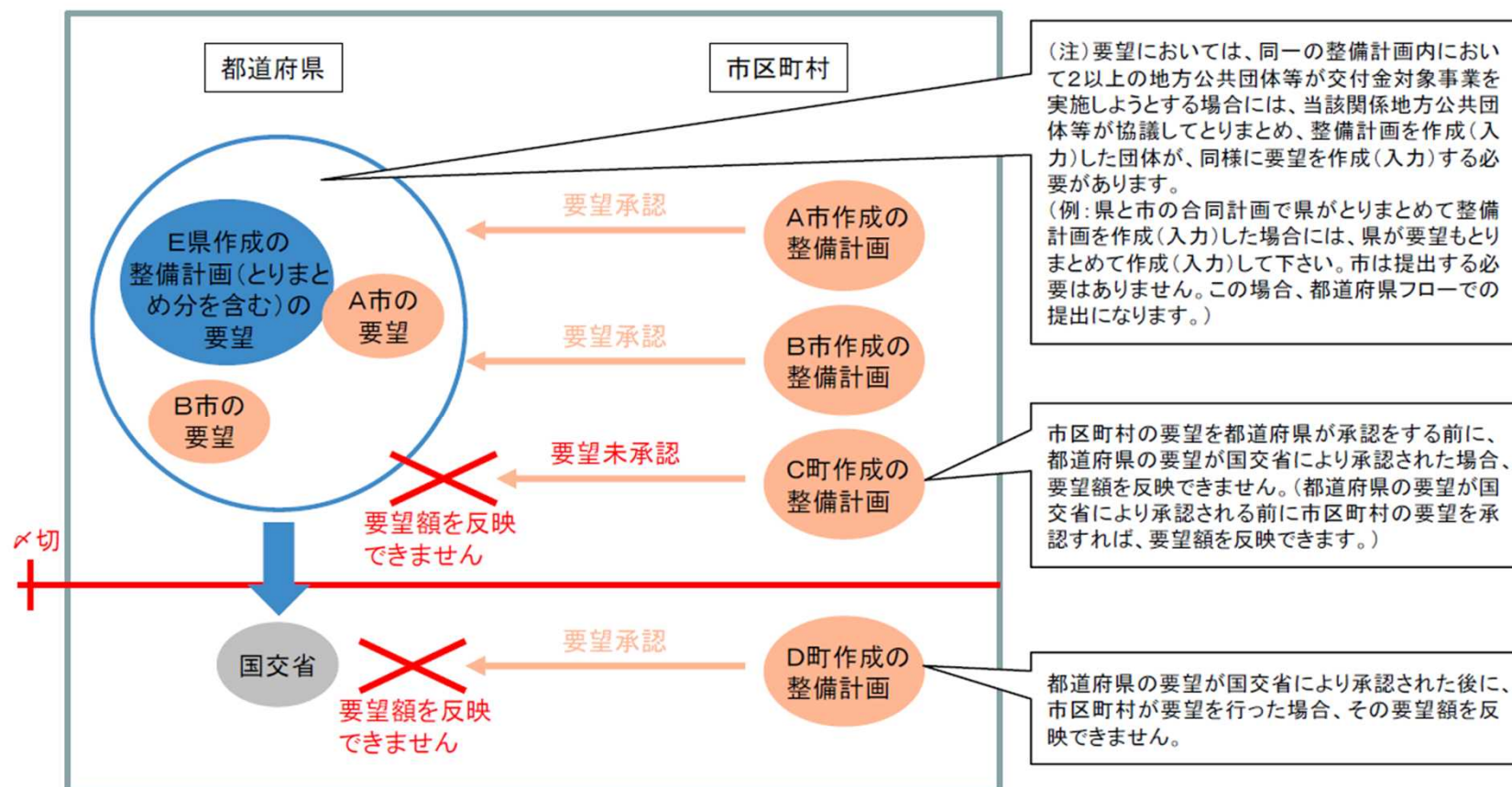
案件番号	交付金種別	計画名	新規/継続	計画策定主体	重点計画	前年度配分額 (B)	前年度計画別認用増減額 (C)	今年度配分額 (L)
1 0000001959	社会資本整備総合交付金	岡崎市中心市街地のぞわいの再生	新規	岡崎市、大口町	○	0	0	0

採択費総額 0 千円
 うち社会資本整備総合交付金 0 千円
 うち防災・安全交付金 0 千円

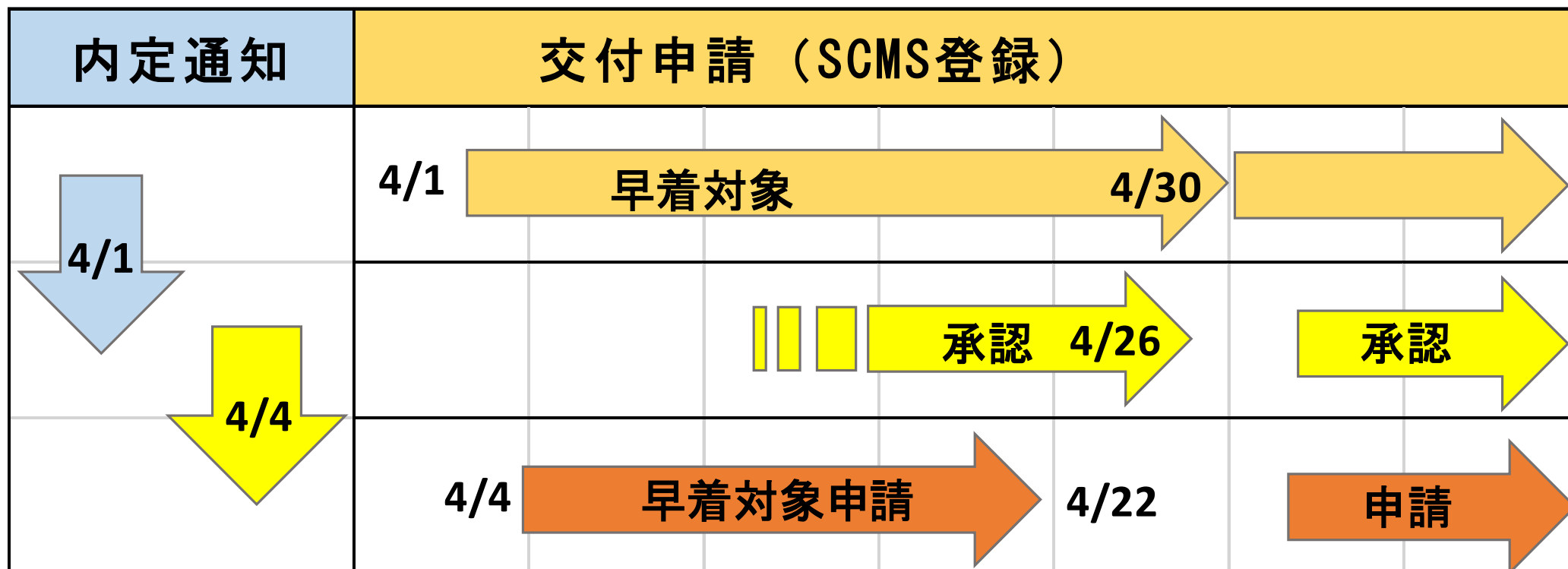
整備計画の処理が終了しているものが要望のリストに表示されます。処理中の整備計画はリストには反映されませんので、処理を終えてから要望の手続きを行って下さい。

要望の注意点

○ 都道府県の要望提出の際、市区町村の要望額も併せて報告することになります。そのため、市区町村作成の要望額を承認してから要望額の提出を行って下さい。指定市は、指定市分をとりまとめて提出して下さい。



R6年度の実際のスケジュールについて



早着申請（交付決定の効力を4月1日に遡及する申請）については、4月中に国まで送る必要あり。
 水道事業課→市窓口担当→県生活衛生課→県土木部取りまとめ課 と経由するため、申請×切は早め。

R6年度の実際のスケジュールについて

	地方整備局受付日		交付決定日
早着 提出 期間	R6.4.1	～ R6.4.5	R6.4.26
	R6.4.11	～ R6.4.17	R6.5.10
	R6.4.30	～ R6.4.30	R6.5.29
	R6.5.8	～ R6.5.17	R6.6.7
	R6.5.22	～ R6.5.31	R6.6.21
	R6.6.6	～ R6.6.13	R6.7.5
	R6.6.20	～ R6.6.27	R6.7.19
	R6.7.3	～ R6.7.11	R6.8.2
	R6.7.22	～ R6.7.25	R6.8.20
	R6.7.31	～ R6.8.6	R6.8.30
	R6.8.14	～ R6.8.23	R6.9.13
	R6.8.28	～ R6.9.4	R6.9.27
	R6.9.12	～ R6.9.19	R6.10.11

近畿地方整備局の受付日により、交付決定日が決まっているので、申請者によりSCMSを確認して交付決定通知書を取得する。

お願いしたいこと

- 市町内の窓口アカウントを持つ担当課と担当者を把握しておく。
- 水道事業者のアカウント作成がまだのところは早めに作成しておく。
- SCMSにログインし、マニュアル及び問い合わせ一覧をチェックしておく。
- 要素事業、整備計画の策定の準備をしておく。（他事業担当者との打ち合わせ等）
- **SCMSに詳しい人を見つけておく！**